平成２１年（フ）第２２３号
宮城県石巻市鹿又字大巻前12番地５、旧住所宮城県石巻市雄勝町上雄勝１丁目36番地
債務者　武山　八郎
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
宮城県石巻市蛇田字上中埣７番地４
債務者　布施　勝三
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１号
宮城県石巻市雄勝町名振字中13番地
債務者　阿部　　正
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１０９５号
熊本県菊池市泗水町住吉1754番地16　グリーンワールドハイツ101
債務者　原　　優希
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１０６号
熊本市並建町152―２
債務者　森川　秋夫
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１０７号
熊本市並建町152―２
債務者　森川　初代
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１２０号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1489番地７―102号
債務者　野田美千代
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１号
福島県いわき市小名浜岡小名字馬上前５番地の10　マリアージュ102、前住所福島県いわき市小名浜林城字江越14番地の29
債務者　鈴木リン子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１７１９号
札幌市豊平区豊平３条１丁目１番５―406号
債務者　小山まち子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８９１号
札幌市西区西町北５丁目３番１―101号、申立時の住所札幌市西区琴似４条２丁目３番２号　ルミエール琴似201号室
債務者　佐藤　正義
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６６５号
札幌市北区屯田７条11丁目２番13号
債務者　池田　　勇
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１４８号
札幌市北区篠路７条１丁目２番６号
債務者　三橋　　功
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１４９号
札幌市北区篠路７条１丁目２番６号
債務者　三橋奈緒美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２５４号
札幌市西区西町南10丁目３番12号　コーポ内山２―１階Ａ室、住民票上の住所札幌市西区琴似２条６丁目２番28―105号
債務者　飯村　真実（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２９０号
札幌市北区新川４条10丁目７番20号
債務者　松田　邦子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３０１号
北海道江別市弥生町11番地の14　ウエストウッドＢ２階205
債務者　久末　公枝
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３１９号
札幌市厚別区青葉町12丁目４番22号
債務者　片岡　信雄
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで札幌地方裁判所民事第４部